**株式会社東育工業定款**

経営理念

　当会社は、昭和 38 年の創業来ずっと、戦後の人々の暮らしが少しでも豊かになるよう、技術を通じて社会の発展に寄与するために、工業用機械部品を誠実に製造してきました。

　取引先の皆様が喜び、満足し、社会の皆様の役に立つ機械部品を、信念をもって製造し、矜持をもってこれらを提供します。

　社会の役に立つ機械部品を提供することにより、人々の豊かで安心な生活を支え社会に貢献します。

　次世代の人を育て、地域社会とともに成長し、そして、幸福を分かち合うことを目指します。

**第１章　総　則**

（商号）

第１条　当会社は、株式会社東育工業と称し、英文では、Toiku Kogyo Co., Ltd. と表示する。

（目的）

第２条　当会社は、次の事業を行うことを目的とする。

　　　１．工業用機械、精密機械加工及び一般機械部品の企画、製造、販売及び輸出入

　　　２．鉄、ステンレス等工業用素材及びその加工品の販売及び輸出入

　　　３．工業製品、加工技術の指導、セミナーの企画、運営及び経営コンサルティング

　　　４．前各号に附帯又は関連する一切の事業

（本店所在地）

第３条　当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

（公告方法）

第４条　当会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

（機関構成）

第５条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会及び監査役を設置する。

**第２章　株　式**

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は、１万株とする。

（株券の不発行）

第７条 当会社は、その株式に係る株券を発行しない。

（株式の譲渡制限）

第８条　当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

（株主名簿記載事項の記載又は記録の請求）

第９条　当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法務省令で定める場合には、株式取得者が単独で上記請求をすることができる。

（質権の登録及び信託財産の表示の請求）

第10条　当会社の発行する株式につき質権の登録、変更若しくは抹消又は信託財産の表示若しくは抹消を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印してしなければならない。

（手数料）

第11条　前二条の請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

（株式取扱規則）

第12条　当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。

届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

（基準日）

第13条　当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

２　前項の規定にかかわらず、同項の株主の権利を害しない場合には、同項記載の日の後に、募集株式の発行、合併、株式交換又は吸収分割その他これに準ずる事由により当会社の議決権を有する株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において議決権を行使することができる株主と定めることができる。

３　第１項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

**第３章　株主総会**

（招集時期）

第14条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後３か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

（招集権者）

第15条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長が招集する。

２　取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

（招集通知）

第16条　株主総会を招集するには、会日の１週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、書面投票又は電子投票を認める場合には、会日の２週間前までに発するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、書面投票又は電子投票を認める場合を除き、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（株主総会の議長）

第17条　株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。

２　取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が議長になる。

３　取締役全員に事故があるときは、株主総会において出席株主のうちから議長を選出する。

（株主総会の決議）

第18条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第 309 条第２項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、

議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（株主総会の決議の省略）

第19条　取締役又は株主が株主総会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

（議決権の代理行使）

第20条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、株主又は代理人は株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

（株主総会議事録）

第21条　株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより、その経過の要領及びその結果等を記載又は記録した議事録を作成し、議長、議事録の作成に係る職務を行った取締役及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

２　株主総会議事録は、株主総会の日から 10 年間本店に備え置く。

**第４章　取締役及び取締役会**

（取締役の員数）

第22条　当会社の取締役は、３名以上７名以内とする。

（取締役の選任及び解任の方法）

第23条　取締役を選任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

２　取締役の選任については、累積投票によらない。

３　取締役を解任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

（取締役の任期）

第24条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

（代表取締役及び役付取締役）

第25条　取締役会は、その決議により、取締役の中から代表取締役１名以上を定め、そのうち１名を社長とする。

２　社長は、当会社を代表し、当会社の業務を執行する。

３　取締役会は、その決議により、取締役の中から取締役会長１名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第26条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

２　取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第27条　取締役会の招集通知は、会日の５日前までに各取締役及び監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

（取締役会の決議方法）

第28条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

２　決議について特別の利害関係がある取締役は、議決権を行使することができない。

（取締役会の決議の省略）

第29条　取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。

（取締役会議事録）

第30条　取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役が署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

２　取締役会議事録は、取締役会の日から 10 年間本店に備え置く。

（取締役会規則）

第31条　取締役会に関する事項については、法令及び定款に定めのあるもののほか、取締役会の定める取締役会規則による。

（取締役の責任の免除）

第32条　当会社は、会社法第 426 条１項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423条第１項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度内において免除することができる。

（非業務執行取締役との責任限定契約）

第33条　当会社は、会社法第 427 条１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条１項の責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

（取締役の報酬及び退職慰労金）

第34条　取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。

**第５章　監査役**

（監査役の員数）

第35条　監査役の員数は、１名とする。

（監査役の選任及び解任の方法）

第36条　監査役を選任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

２　監査役を解任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

（監査役の任期）

第37条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（監査役との責任限定契約）

第38条　当会社は、会社法第 427 条１項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条１項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

（監査役の報酬及び退職慰労金）

第39条　監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。

**第６章　計　算**

（事業年度）

第40条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月末日までの年１期とする。

（剰余金の配当）

第41条　剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

（中間配当）

第42条　当会社は、取締役会の決議により、毎年９月末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

（配当の除斥期間）

第43条　剰余金の配当又は中間配当がその支払の提供の日から３年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

**第７章　附　則**

（法令の準拠）

第 44 条　この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。